

高知県立牧野植物園指定管理者事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知県立牧野植物園（以下「植物園」という。）の指定管理者による業務実施状況を評価し、植物園のより適切な管理運営に資するため、高知県立牧野植物園指定管理者事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、毎年度終了後に、指定管理者による当該年度の植物園の業務実施状況を評価し、その結果を知事に報告する。

2 委員会は、前項に定める業務のほか、利用者の立場及び専門的な見地から植物園の管理運営、事業計画及び業務改善等について助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、利用者の代表及び学識経験者等のうちから林業振興・環境部長が委嘱する委員で組織する。

2 委員は7名以内とする。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

(任期)

第4条 委員は、毎年度の評価ごとに委嘱するものとし、その任期は承諾のあった日から当該年度の事業評価が終了するまでの間とする。

(会議)

第5条 委員会は、林業振興・環境部長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議長は、委員長がこれに当たる。

3 やむをえない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ書面をもって意見を提出することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、林業振興・環境部自然共生課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月28日から施行する。